

ハカセ

玉手ねこ

法史の玉手箱

法務史料展示室だより

第34号

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

猫と博士の史跡散歩

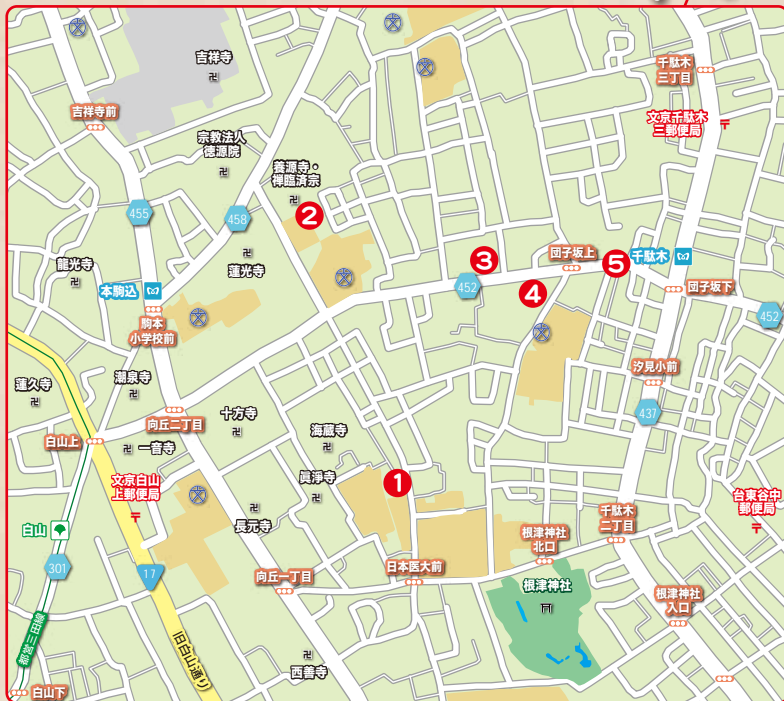
東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第3回目は、本駒込から千駄木までを歩きます。短い距離ですが、“近代の東京”を感じ取ることのできる史跡が、多く存在しています。



①夏目漱石旧居跡

明治36年(1903)にイギリス留学から帰った夏目漱石が住んだところだよ。漱石はここで処女作『吾輩は猫である』を執筆したんだ。ぼくと同じような、人間の気持ちを理解できる猫が主人公だよ。

ここにあった家は、通称「猫の家」と言って、今は愛知県の明治村に移設・保存されているんじゃ。漱石は、東京帝大や一高の教壇に立ちながら、雑誌『ホトトギス』に『吾輩は猫である』を発表し、人気作家となったのじゃ。その後もここで、『坊っちゃん』や『草枕』を執筆したんじゃよ。



②養源寺

このお寺には、西村茂樹の墓があるよ。明治時代の啓蒙思想家だよ。

西村は、森有礼や福澤諭吉とともに、当時としては最先端の西洋知識をもつ人々の結社「明六社」を発足させた人物じゃよ。彼が明治19年(1886)に著した『日本道德論』は、当時の極端な西洋化に反対し、西洋の哲学と儒教、仏教の良いところを取り合わせて、日本の道德の基礎とすることを目指したものじゃ。

③青鞥社発祥の地

ここは、明治44年(1911)に、青鞥社が始まったところだよ。女性による雑誌『青鞥』を刊行し、文学を通じて女性の地位向上を目指したんだ。この場所は、発起人の1人で物集和子(もずめかずこ)の自宅だったんだ。

明治後半から大正時代にかけては、女性のための学校が多く設立されるなど、女性教育の環境整備が進んだ時期じゃ。青鞥社を作った5人の発起人も、中心人物の平塚らいてうをはじめとして、日本女子大学や跡見高等女学校を卒業した女性たちじゃった。その一方で、憲法や民法を通して、女性の権利は制限され、立場は非常に弱いものに設定されていたから、婦人問題に取り組む青鞥社は、「新しい女」の集団と言われたんじゃよ。



④観潮楼跡

ここは、森鷗外の旧居跡だよ。今は文京区立森鷗外記念館が建っている。

鷗外はもともと「猫の家」に住んでいたんじゃ。明治25年(1892)にここに移ってきた。2階から東京湾が見えたから、「観潮楼」と名付けたんじゃよ。

鷗外はここで観潮楼歌会という歌会を開催していたんでしょ。

そうじゃ。当時対立関係にあった、正岡子規の系譜を引く根岸短歌会と、与謝野鉄幹を中心とした新詩社のメンバーを、同じ場所に集めて競作させることで、両グループの関係をとり持とうとしたそうじゃ。



⑤団子坂

ここは、江戸の末期から明治にかけて、菊人形でにぎわったんだよね。

そうじゃ。その様子は、漱石の『三四郎』などにも出てくるのう。

団子坂は、江戸川乱歩の『D坂の殺人事件』の舞台としても有名だよ。

よく知っておるな。乱歩作品の代表的な人物である名探偵明智小五郎が、初めて登場する作品じゃ。D坂にある古本屋で殺人事件が起きるんじゃが、実際に乱歩は団子坂で「三人書房」という古書店をやっていたんじゃよ。

Q&A

「司法職務定制」の果たした役割

今回は、法務史料展示室中央のガラスケースに展示されている「司法職務定制」の内容やその位置づけについて、ご紹介します。

Q 「司法職務定制」とは？

A 「司法職務定制」は、明治5年(1872)8月に定められた法令で、初代司法卿(現在の法務大臣)の任にあった江藤新平が、その制定を主導したとされます。この法令は、前年7月に設置された司法省のもと、西洋諸国にもひけをとらない司法制度の構築を目指したもので、わが国の「司法」の構造について包括的に定めた初めての法令でした。

Q 具体的にはどんなことが定められているの？

A 例えば、全国に「府県裁判所」を設置し、従来は地方官(各府県の官吏)が担っていた裁判を、司法省から派遣される官吏の手で行うことによって、司法省のもとに裁判権を集中させようと試みた点は画期的でした。また、法令には裁判官を意味する「判事」や、「憲及人民ノ権利ヲ保護」とともに裁判の適正な遂行を監視する「検事」、さらには訴訟に際して代理人の役割を担う「代言人」(現在の弁護士)といった、当時としては斬新な言葉が並んでいます。そのいずれもが、現在の司法制度に欠かせない存在として定着していることはご存知の通りです。

Q 各府県から司法省へ、裁判権は順調に引き渡されたの？

A いいえ、その作業は順調であったとはいえません。各府県にしてみれば、自分たちの重要な権限が奪われるわけですから、彼らは司法省への裁判権の引き渡しにさまざまな形で抵抗しています。佐木隆三氏の小説『司法卿 江藤新平』(文春文庫、1998年)に描かれる「小野組転籍事件」なども、そうした権限争いの一齣として有名です。また、裁判所の新設には多額の費用が必要ですが、当時の国家財政は苦しく、予算の面からも政策の実現が阻まれてしまいます。

Q 「司法職務定制」によって「司法権」が独立したの？

A 「司法職務定制」は、司法省による「司法権」の掌握を目指すものでした。司法省は当時太政官と呼ばれていた行政府の一部ですから、同法令が予定していたのは「行政のもとでの司法」であり、この段階で「司法権」が独立したわけではありません。明治8年(1875)4月の大審院(現在の最高裁判所)設置によって、裁判所は国家機関として一応の独立を果たしますが、その際にも行政府の影響力は残されており、名実ともに「司法権」が独立するには、さらに長い年月が必要でした。

法諺あれこれ

公事三年

これは、「訴訟は長い時間がかかるものだから、軽々しく訴えを起こしてはいけない」との江戸時代の警句です。複数管轄事件は評定所、関八州の事件は関東郡代など、江戸の役所で審理が行われる場合、当事者は江戸に出て公事宿という専門の宿に逗留し、役所からの呼び出しを待ち続けなければなりません。公事宿では出頭の際の付き添いなどさまざまな手助けをしてくれますが、費用は大変な額に上りますので、「馬喰町人の喧嘩で蔵を建て」と揶揄されることとなります。馬喰町は郡代役場の門前で、公事宿が集まっていたところのひとつです。

「片口を聞いて利なつけそ」(一方の言い分だけ聞いて判断してはいけない)と諭すまでもなく、訴訟では両当事者の主張を十分に聞かなければなりませんから、自ずと時間がかかります。とはいえ迅速な解決が望ましいのは当然のこと。裁判迅速化法(平成15年法律第107号)の成果で、平成24年の民事第一審訴訟事件の平均審理期間は7.8月となっています。

暦のなかの法

寛永20年3月

田畑永代売買禁止令が出される

寛永20年(1643)、江戸幕府は田畑永代売買禁止令を出し、田畑の売り買いを禁止しました。百姓からの年貢は、幕府の財政収入のなかで重要な財源の一つでした。そこで、百姓が貨幣経済に巻き込まれて零細化することを防ぎ、年貢を確実に徴収することを目的として同法令を定めたのです。その効力を確実なものとするために、違反した売主と買主への罰則も示されました。もっとも、人々は質などの形をとって取り引きを行っており、実質的には広い範囲で田畑の流通がなされていたといわれています。しかし、そのような実態にもかかわらず、田畑永代売買禁止令が正式に廃止されたのは明治5年(1872)でした。人々の土地所有を把握するために、明治政府が同法令を解いたのです。このように、田畑に関する江戸幕府の基本的な姿勢を掲げながら、田畑永代売買禁止令はおよそ230年もの間、効力を有しました。